

Ⅱ-5. 有害化学物質について

《目標》 〰〰〰基本方針：有害化学物質等のリスクの回避を図ります〰〰〰

1) ダイオキシン類

ダイオキシン類は物の燃焼過程等で発生し、生物の体内に蓄積しやすく発がん性等が認められています。

習志野市は、平成12年度から大気や水質等のダイオキシン類調査を実施していますが、これまで環境基準を超える値は検出されていません。

なお今後も調査を継続します。

2) アスベスト

アスベスト（石綿）は、天然の鉱物繊維で熱等に強いことから、これまで保温断熱材として建物や家庭用品に使われました。相当量のアスベスト繊維が肺の中に入ることによって悪性中皮腫等になることがあります。平成18年9月以降、アスベスト含有量0.1%を超える製品の製造や使用が法令で禁止されています。

習志野市は、アスベストが使用されている公共施設のアスベスト撤去工事を進め、撤去すべき22施設のうち、19年度までに11施設の撤去工事を終えており、今後も計画的に進めていきます。また、民間建物等の解体については、法令順守確認とパトロールによる監視をしています。

3) 旧軍毒ガス弾

習志野市と船橋市にまたがる「旧陸軍習志野学校跡地」は、国により「毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性が高い」とされ、平成16年3月から17年3月まで、土壌、地下水、表層ガス、物理探査及び不審物確認調査等が実施された結果、毒ガス関連物質は確認されませんでした。

ただし、現状で建物等がある部分までは調査ができなかったため、今後掘削を伴う工事の際に、土地所有者の希望により調査が行われることとなっています。必要な調査が適切に行われるよう関係機関と連携してまいります。

4) 暮らしの中の化学物質

私たちが日常生活の中で使っている殺虫剤、洗剤、接着剤等には様々な化学物質が含まれています。化学物質は私たちの生活を豊かに、そして便利にしてくれますが、その一方で、使い方をまちがえると、環境を経由して私たちの健康や動植物に悪い影響をあたえてしまうおそれもあるのです。

化学物質を原料や材料として大量に使用する工場に対しては、その使用量、排出量などの届出が法令で義務付けられています。

私たちは、化学物質を含む製品について理解を深め、正しい使用法や、より環境への負荷の少ない製品への転換を心がける必要があります。

ダイオキシン類大気環境測定値の経年変化（年平均値）

